

千葉県報

号外
令和8年5月19日

主要目次

○ 千葉県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則	一
○ 千葉県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則	一
○ 教育委員会規則	
○ 千葉県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則	二
○ 人事委員会規則	
○ 千葉県人事委員会が行う行政手続法に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則	二
○ 職員の退職手当に関する条例に基づく意見の聴取の手續に関する規則の一部を改正する規則	二
○ 公安委員会規則	
○ 千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	二
○ 千葉県公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則	二
○ 千葉県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則	三
○ 行政不服審査手續に関する規則の一部を改正する規則	三
○ 告示	
○ 千葉県行政手続条例第四十四条第一項の公示に関し必要な事項	三

規則

千葉県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第三十四号

千葉県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

千葉県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成六年千葉県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項を削る。

第三条第一項中「第十五条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改める。
第十七条第二項を削る。

別記第一号様式中「~~ハ~~」を「~~ニ~~」に改める。
別記第二号様式を次のように改める。

別記第一号様式

別記第十六号様式中「~~ハ~~」を「~~ニ~~」に改める。

別記第十七号様式を削る。

附則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

千葉県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第三十五号

千葉県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県行政手続条例施行規則（平成八年千葉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（聴聞等の通知に係る公示の方法）

第二条 千葉県行政手続条例第十五条第四項（同条例第二十二條第三項（同条例第二十五条後段において準用する場合を含む。）及び第二十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（同条例第十五条第四項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

附則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

教育委員会規則

千葉県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和八年五月十九日

千葉県教育委員会教育長 杉野 可愛

千葉県教育委員会規則第四号

千葉県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

規則

千葉県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成六年千葉県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

第三条第一項中「第十五条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改める。

第十七条第二項を削る。

別記第一号様式中「~~〱〱〱〱〱〱~~」を「~~〱〱~~」に改める。

別記第二号様式を次のように改める。

~~〱〱〱〱〱〱~~ 〱〱〱〱

別記第十六号様式中「~~〱〱〱〱〱〱〱〱~~」を「~~〱〱〱〱〱〱~~」に改める。

別記第十七号様式を削る。

附則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

人事委員会規則

千葉県人事委員会が行う行政手続法に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月十九日

千葉県人事委員会委員長 小倉 純夫

千葉県人事委員会規則第十九号

千葉県人事委員会が行う行政手続法に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

規則

千葉県人事委員会が行う行政手続法に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成六年千葉県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

第三条第一項中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

第十七条第二項を削る。

別記第一号様式中「~~〱〱〱〱〱〱~~」を「~~〱〱~~」に改める。

別記第二号様式を次のように改める。

~~〱〱〱〱〱〱~~ 〱〱〱〱

別記第十六号様式中「~~〱〱〱〱〱〱〱〱~~」を「~~〱〱〱〱〱〱~~」に改める。

別記第十七号様式を削る。

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

附則

職員の退職手当に関する条例に基づく意見の聴取の取組に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月十九日

千葉県人事委員会委員長 小倉 純夫

千葉県人事委員会規則第二十号

職員の退職手当に関する条例に基づく意見の聴取の取組に関する規則の一部を改正する規則

規則

職員の退職手当に関する条例に基づく意見の聴取の取組に関する規則（平成二十一年千葉県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

附則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

公安委員会規則

千葉県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月十九日

千葉県公安委員会委員長 寺嶋 哲生

千葉県公安委員会規則第五号

千葉県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

千葉県道路交通法施行規則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式の2の4（裏）中「の場所において」を「3（1）の方法で」に、「納付命令の場所」を「納付命令の方法」に、

「千葉県公安委員会の掲示板（）」を「

千葉県警察のホームページ」の掲載

（）」に、

「千葉県公安委員会の掲示板での掲示

（）」に改める。

附則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

千葉県公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

ここに公布する。

令和8年5月19日

千葉県公安委員長 寺 嶋 哲 生

千葉県公安委員会規則第6号

千葉県公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

千葉県公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成23年千葉県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

千葉県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

千葉県公安委員長 寺 嶋 哲 生

千葉県公安委員会規則第7号

千葉県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県暴力団排除条例施行規則（平成23年千葉県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

第5条第1項中「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改め、同条第4項中「旨を」を「旨を千葉県警察のホームページに掲載するとともに、」に、「当該掲示」を「当該措置」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の千葉県暴力団排除条例施行規則第5条第4項の規定は、この規則の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

行政不服審査手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

千葉県公安委員長 寺 嶋 哲 生

千葉県公安委員会規則第8号

行政不服審査手続に関する規則の一部を改正する規則

行政不服審査手続に関する規則（平成28年千葉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第27条中「千葉県警察本部」を「千葉県警察のホームページに掲載するとともに、公安委員会」に、「掲示し、かつ、千葉県報に掲載して」を「掲示して」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の行政不服審査手続に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後にする公示について適用し、同日前にした公示については、なお従前の例による。

中

中

千葉県告示第二百八十二号

千葉県行政手続条例（平成七年千葉県条例第四十八号）第四十四条第二項の規定により、同条第一項の公示に関し必要な事項を次のように定める。

なお、平成二十年千葉県告示第五十三号（千葉県行政手続条例の一部を改正する条例による改正後の千葉県行政手続条例第四十四条第一項の公示に関し必要な事項）は、廃止する。

令和八年五月十九日

千葉県知事 熊谷 俊 人

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う公示は、千葉県ホームページを利用する。

購読料

本号

一部

一二円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八